

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	個人	提案主体分類コード	p 個人
提案の公開の可否	公開		
要望事項(事項名)	上島町でのパーソナルモビリティの公道走行	制度の所管・関係省庁	
根拠法令等	道路交通法	プロジェクト名	パーソナルモビリティの楽園
提案分野	6. 観光分野		
求める措置の具体的内容	<p>観光地などの公道以外でセグウェイを代表とするパーソナルモビリティが移動に活用されているが一般的にパーソナルモビリティは公道を走ることができない。</p> <p>上島町は瀬戸内海の中心に位置し風光明媚であるが、島内を観光客が移動する手段が島内バスしかなくまた便数も少ない。自転車でしなみを観光することは可能であるが、もう少しのんびりとした移動手段を選択できるよう、パーソナルモビリティが上島町内をある程度自由に移動できるようにして欲しい。</p>		
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>道路交通法施行規則に免許不要な場合の補助動力の使い方が定められており、時速10km未満では人力と動力の補助の比率が最大1対2、時速10km以上時速24km未満の速度では、速くなるにつれ補助比率が下がり、時速24km以上では補助はなくなる。このような法律のため、人力なしで動くパーソナルモビリティは公道を気軽に走行することができない。もし、シンプルに時速24km未満で走る乗り物が免許不要で自転車と同じような扱いになれば、移動手段として様々な可能性が生まれる。交通量が多い都市部でパーソナルモビリティが自由に公道を走行すれば大混乱は必至であるが、上島町のような交通量が少なく信号も無いような場所においてはそのような混乱は最小限で済む。</p> <p>四国EVラリー2014が上島町で開催されたが、参加することができる車両は全て公道を走行することができるものに限定されていた。もし上記のような法規制がなくなれば様々な人たちがいろいろな移動体を製作し新しい可能性を模索することができる。</p> <p>また、観光面においても、上島町を含むしまなみ海道は自転車を使って移動できることが有名であり見かける人たちの多くは本格的なロードレーサータイプの自転車に乗っている。しかし、風光明媚な瀬戸内海をのんびりと気軽に観光したいと思っている人たちのニーズを満足させることはできないと考える。</p> <p>そこで、体験型観光として、セグウェイのような新しいパーソナルモビリティに乗って、風光明媚な上島町をめぐるという事業を実施したい。将来的には地元企業に参加してもらい様々なタイプのパーソナルモビリティを開発など、新しい産業の育成も考えている。</p>		
最終回答	<p>パーソナルモビリティが上島町内をある程度自由に移動できるようにしてほしい、とのご提案であり、観光等を目的とした走行を想定されているようですので、「セグウェイ」を例としてご説明します。</p> <p>ご指摘のとおり、「セグウェイ」は、道路交通法・道路交通法施行規則の規定により、「人の力を補うため原動機を用いる自転車」等には当たらず、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であることから、原動機の定格出力の大小により、自動車又は原動機付自転車に位置づけられます。従いまして、道路を走行するには、自動車等の種類に応じた運転免許が必要であるとともに、道路運送車両法の保安基準に適合するものでなければなりません。</p> <p>こうした中、茨城県つくば市では、内閣府から構造改革特別区域として認定を受けた「つくばモビリティロボット実験特区」内の幅員のある歩道等において、特別区域内に限って保安基準緩和の認定を受けた搭乗型移動支援ロボットの実証実験事業を、警察署長の道路使用許可を受けた上で実施しているようです。ただし、誰もが特区内にパーソナルモビリティを持ち込み、自由に走行できるものではなく、あくまで、モビリティの有用性、歩行者との親和性等について評価・検証するための実証実験であるものと認識しています。</p> <p>上島町におきましても、同様の状況が生じた際には、警察としても、警察署長の道路使用許可等について検討する必要があると考えます。</p>		
対応区分	B(国の権限に関するもの)		

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	株式会社ブルーアイランド		提案主体分類コード	g 民間企業
提案の公開の可否	公開			
要望事項(事項名)	障害者・失業者等社会的弱者における企業通貨あるいはクーポン券の非金銭認定		制度の所管・関係省庁	
根拠法令等	生活保護法・雇用保険法	プロジェクト名	社会的企業通貨普及プロジェクト	
提案分野	5. 雇用分野			
求める措置の具体的内容	<p>社会的意義の強い企業通貨が生活保護、失業手当等に響かないものであり、就労意欲のある外国人労働者にも就労ビザを取得できるなど、継続的に利用しやすいものであることを県が公認すること。</p>			
具体的事業の実施内容・提案理由	<p align="center">添付資料参照</p>			
最終回答	<p>生活保護制度においては、国の通知で、受給している方が給食付(給食費を徴されていない場合に限る。)で稼働収入を得ている場合であって、1ヶ月単位で総食数に占める就労先で受ける給食の割合が3分の2程度以上となる場合には、受けた給食を金銭換算して収入認定するという取扱いが規定されています。</p> <p>御提案の「企業通貨」については社員食堂の割引券であり、国の通知にある「給食付で稼働収入を得ている場合」の例と同様に収入認定すべきものか疑義があったため、生活保護制度を所管する厚生労働省に問いあわせましたが、「食事の提供をうけるという実態に着目して収入認定を検討すべきであり、同通知の趣旨に則り、収入認定の対象外とすることはできない」という回答でしたので、御理解を賜りたく存じます。</p> <p>今回の御提案については御期待に沿うことはできませんでしたが、今後とも、生活保護受給者等に対する中間的就労の場の提供等について、御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>また、失業手当の受給に係る雇用保険制度につきましては、厚生労働省及びその出先機関である各都道府県労働局、ハローワークが所管しております。御提案のあった「企業通貨」等が収入として認定されるかどうか等、詳細につきましては最寄りのハローワークまでお問い合わせください。</p>			
対応区分	B(国の権限に属するもの)			

具体的事業の実施内容・提案理由

1. 労使関係の問題点

例えば、ある経営者が従業員にこう言う。「君の働きには大変感謝している。本当はもっとあげたいんだけど、今月の給料はこれだけしか渡せない。今、会社に金がなくてね。」

しかし、その給料を受け取った従業員は、「自らの労働価値がこれだけしかないのか」という想いを強めるであろう。この原因を考えてみる。

通貨には、2つの側面があると考えられる。一つは、価値を定量的に評価する側面。もう一つは、その価値に見合った権利を物質化している側面である。

しかし、経済の低迷は各々の権利の制約につながるため、数字として小さく表されることによって、各々の価値が縮小されているかのような錯覚を与えている。これを解決できるのが企業通貨である。

2. 企業通貨の特徴

企業通貨は、経営者が各々の労働価値を経済的制約に縛られず自由に決められる手段である。「企業通貨で交換できる財・サービスを充実させなければ、すぐにデフレが起きてしまう」という危険性も抱えてはいるが、うまく活用できれば、現金を流出させることなく豊富な労働力を得ることが可能となり、社会的な問題の解決に積極的な経営者がこれを用いれば、失業者、非正規雇用者、外国人労働者、障害者就労などの問題解決、彼らの貧困から発生する犯罪の抑止、社会的な問題に意欲的に取り組む公務員にも大変効果的である。

3. 公務員への効果

一般的に、公務員は、時間的にも体力的にも、ボランティアを事業レベルにまで成長させられるポテンシャルを有しているにも関わらず、兼業を禁止されているため、現場レベルでの収益モデルの構築や実戦データの回収が困難となっている。具体的には、商取引のセンスを磨く経験に乏しい。

そこで、企業通貨を使って実戦データを取り、無業者にそのビジネスモデルを承継させることができれば、公務員による雇用創出や第三セクターの増強にも貢献できる。

4. 利用や普及における問題点

ところが、障害者や失業者は、生活保護や失業手当の減額や打ち切りを懸念するあまり、強い関心を抱きつつも利用を断念してしまいがちである。

また、弊社は、日本人経営者に誘われ、就労ビザで日本に来たにも関わらず、トラブルとなって無職に陥った外国人を企業通貨で支援しようとしたが、就労ビザを更新できなかったため、支援を打ち切らざるを得なかったというケースがあった。

通貨と言っても、企業が交換する財・サービスの材料費等まで現金として回収できなくては企業の経営を悪化させてしまうので、あくまで割引券という扱いになるものの、それでも法律的には不透明である。

それゆえ、障害者就労の仕組み作りとして始まったこのシステムは、利用に制限がかかりにくい学生やフリーターが活用している状況となってしまっている。

具体的には、現在、弊社が経営している飲食店では、店舗内の業務に携わった人材に対し、時給 1000 円相当の割引券を渡している。また、日常的に需要がありそうなメニューを充実させることで割引券の流通も促進している。

5. 県への要望

そこで、この割引券が生活保護、失業手当等に響かないものであり、就労意欲のある外国人労働者にも就労ビザを取得できるなど、継続的に利用しやすいものであることを県が公認すれば、利用を促進させることができ、障害者就労や失業者のインターンシップを促進させることができるものと考えられる。

6. 利用や普及における留意点

分かりやすく言えば、賄いなどの現物支給を促進するツールでしかないため、現金として体裁にこだわる必要性も考えにくい。

ただし、普及方法としては、企業通貨の価値を低下させないよう、確実に需要のある財・サービスを提供できる企業から慎重に広めていく必要がある。また、割引券による雇用を行う経営者の選定には、注意を払う必要がある。何より、不自由を感じている社会的弱者に対して、努力に見合った自由を与えようとする理念が必要不可欠である。